

# 『雪の時代』に慣れていた日本の個人 — 欧米と比べ家計への影響は限られるが、 「貯蓄から投資」も重要に

2020年4月14日

岡三グローバル・リサーチ・センター理事長  
エグゼクティブエコノミスト 高田 創

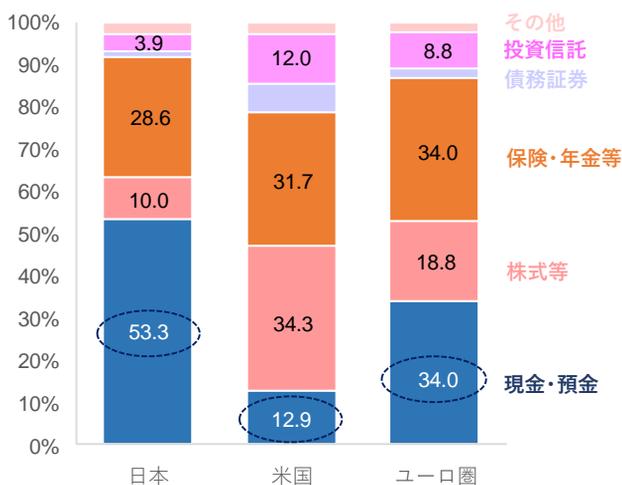
## 日本の家計の現預金比率は50%以上

日本の家計の金融資産は1,900兆円を超え、過去最高水準にある。一方、その金融資産構成比を欧米と比較すると、以下の図表にあるように、日本の現預金比率は50%を上回り、欧米と大きな隔たりがある。資産運用業も欧米に比べて30年近い遅れがあると長年言われてきた。こうした欧米との差の背景として、日本人の金融リテラシーが不足していたとされることも多い。日本企業が現預金を溜め込み自己資本比率が欧米に比べ高いことも従来は批判の対象であった。一方、先月の当TODAY (3/31) で、足元のコロナショックでは一転し、日本企業の自己資本比率の高さがレジリエンスの評価になりうることを紹介した。同様に、日本の家計の現預金比率の高さが、今次コロナショックでは家計のレジリエンスの高さとなり、欧米と比べ影響が比較的少なく済むことにもつながる。物事の評価には二面性が存在することが本日のテーマである。

■ 個人の現預金比率の高さが  
今回はレジリエンスに

■ 欧米人と比べて日本人の  
リスク資産の保有率は低い

### 金融資産構成の日米欧比較



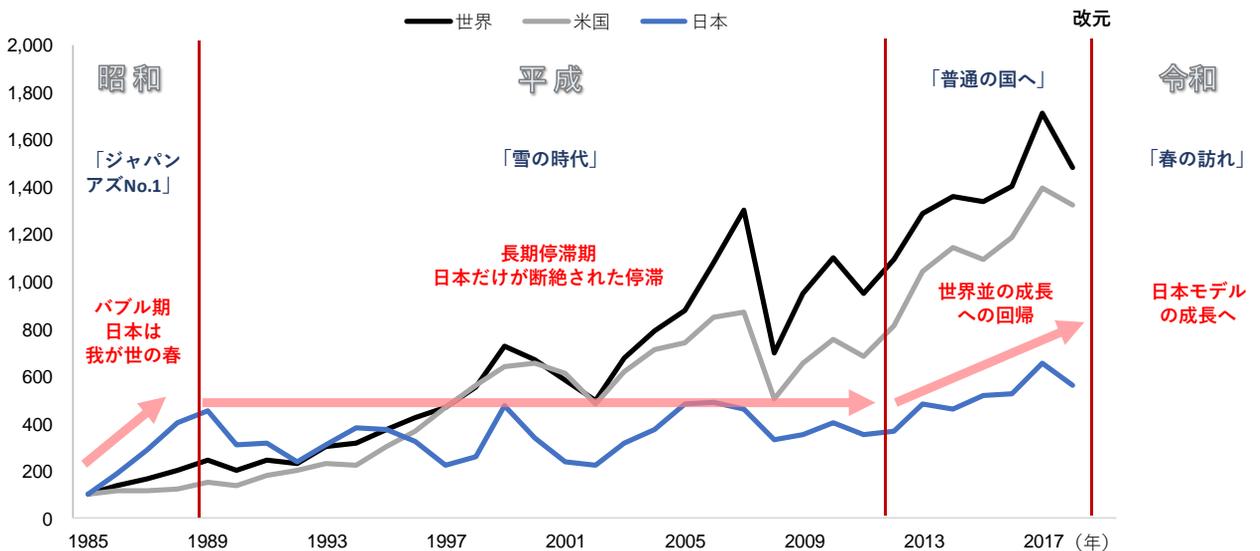
(出所) 日本銀行「資金循環の日米欧比較」

## 日本人は「雪の時代」での成功体験がなかった

■「雪の時代」での日本人の判断には一定の合理性も

筆者は、日本人の現預金比率の高さが、日本人の能力や知識が不足しているため、という評価は誤りだと考えてきた。むしろ個人はプロと呼ばれる金融機関以上に適切な投資行動をとってきた点も多かった。日本の家計行動には過去の状況下、一定の合理性があった。下の図表は、株式の時価総額を1980年代から海外と比較したものだ。1989年、平成元年をピークとした平成のバブル崩壊後、長らく続いた資産デフレと超円高の「雪の時代」においては、日本国民が円で、しかも現預金で資産を保有してきたのは極めて合理的な行動だった。すなわち、日本人は長らくリスク性資産に投資して成功体験が得られる環境ではなかったなかで、円の現預金で資産を保有するのは自然でもあった。

### 株式時価総額の推移



(出所) WFE (国際取引所連合)、世界銀行  
※1985年末=100として指数化

■米国では制度と市場要因がともに「貯蓄から投資へ」の潮流を後押し

## 米国では車の両輪が揃っていた

日本とは対照的に、米国では1970年代から預金からリスク性商品への資金シフトが進行していた。米国での「貯蓄から投資へ」の潮流の背景には、同時代にかけて官民一体になった取り組みや制度改革による制度要因に加え、グリーンズパン元FRB議長が主導した「金融にやさしい時代」で資産価格が上昇するという市場要因が加わっていたことがある。具体的には、米国では確定拠出年金「401K」やIRA（個人退職勘定）等が整備された。また、長年、右肩上がりの株式市場とドル安基調が続いていた。こうした状況は今年2月まで続き、米国株式市場は史上最高値を更新していた。

## 日本でもようやく揃いだした車の両輪

欧米では制度要因に加えて資産運用をフォローする市場環境と、「車の両輪」が揃ったことが重要で、しかもそれが30年以上もかけて定着する歴史が存在した。一方、日本の環境は平成の時代に続いた「雪の時代」に、制度要因も30年近く遅れてスタートした。ただし、過去7年余、アベノミクス以降の円安・株高環境でようやく日本でも両者の要因が揃いかけ、制度要因のメニューも欧米並みになってきた。ようやく、「車の両輪」が揃いかけた環境にあったが、そこで生じた今回のコロナショックである。しかも、昨年、金融庁の金融審議会の市場ワーキンググループで「老後資金2000万円問題」で資産運用への関心が高まったなかである。確かに、日本のような現預金中心の状況でのコロナショックにとまなう影響は欧米に比べ限られる。ただし、そうした状況のまま高齢化社会を迎えるには個人の資産形成は十分でないことも認識する必要がある。

■現預金比率の高さは安心感がある一方で、日本人の資産形成の必要性は変わらず

## コロナショック以降、少なくとも日本は「普通の国」に

一方、市場要因として先の図表にあるように、平成の「雪の時代」のように世界から隔絶された状況から、ようやく、少なくとも世界並みの「普通の国」に戻る状況になっていることを認識する必要がある。今後もコロナショックで世界の株式市場は不安定な状況を余儀なくされるだろう。しかし、日本だけが停滞した平成モードのような環境ではない。今回の局面は、米国中心に過度に底上げされていた世界的な株式市場には調整が生じて仕方がない面はあったが、日本については企業も家計もその影響は本来限られる状況にあることを認識する必要がある。

■日本の株式市場だけが取り残される環境に変化も

## 「貯蓄から投資へ」の火を消してはいけない

それだけに、この環境で日本が再び「雪の時代」に戻ってしまうような資産デフレの環境は回避させる必要がある。今月の当TODAY（4/1）では緊急提言第2弾として「資産デフレ回避」のメッセージが重要としたのもその趣旨である。折角、芽生えかけようとした「貯蓄から投資へ」の火を消してはいけないだろう。事実、コロナショックが生じて日本証券市場では若い世代を中心に新たな顧客による新規口座開設が大幅に増加する動きが生じていることも重要である。健全な投資カルチャーの形成が今以上に重要な時期はない。

■「貯蓄から投資へ」の流れを止めないことが重要に

## 重要な注意事項

### 免責事項

- ・本レポートは、投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成されたものであり、個々の投資家の特定の投資目的、または要望を考慮しているものではありません。また、本レポート中の記載内容、数値、図表等は、本レポート作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本レポートに記載されたいかなる内容も、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。
- ・本レポートは、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成されたものですが、その情報の正確性、安全性を保証するものではありません。企業が過去の業績を訂正する等により、過去に言及した数値等を修正することがありますが、岡三証券がその責を負うものではありません。
- ・岡三証券及びその関係会社、役職員が、本レポートに記載されている有価証券について、自己売買または委託売買取引を行う場合があります。岡三証券の大量保有報告書の提出状況については、岡三証券のホームページ(<http://www.okasan.co.jp/>)をご参照ください。

### 地域別の開示事項

#### 日本:

○金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。金融商品取引のご契約にあたっては、あらかじめ当該契約の「契約締結前交付書面」(もしくは目論見書及びその補完書面)または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

#### <有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。

なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいただきません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,600円(税込み)を上限として口座振替手数料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

#### <株式>

- ・株式の売買取引には、約定代金(単価×数量)に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%(税込み)の売買手数料となります。国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.375%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。
- ※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・株式は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による株価の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・株式は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、外国株式については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

#### <債券>

- ・債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。
- ・金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

#### <個人向け国債>

- ・個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)。
- ・個人向け国債は、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

#### <転換社債型新株予約権付社債(転換社債)>

国内市場上場転換社債の売買取引には、約定代金に対し、最大1.10%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。転換社債を募集等によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。転換社債は転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等による転換社債価格の下落により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建て転換社債は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

#### <投資信託>

- ・投資信託のお申込みにあたっては、銘柄ごとに設定された費用をご負担いただきます。  
お申込時に直接ご負担いただく費用:お申込手数料(お申込金額に対して最大3.85%(税込み))  
保有期間中に間接的にご負担いただく費用:信託報酬(信託財産の純資産総額に対して最大年率2.254%(税込み))  
換金時に直接ご負担いただく費用:信託財産留保金(換金時に適用される基準価額に対して最大0.5%)  
その他の費用:監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が必要となり、商品ごとに費用は異なります。お客様にご負担いただく費用の総額は、投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません(外国投資信託の場合も同様です)。
- ・投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が下落することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は、組入れた有価証券の発行者(或いは、受益証券に対する保証が付いている場合はその保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が変動することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・上記記載の手数料等の費用の最大値は、今後変更される場合があります。

#### <信用取引>

信用取引には、約定代金に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料、管理費および権利処理手数料をいただきます。また、買付けの場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託証拠金は、売買代金の30%以上で、かつ300万円以上の額が必要です。信用取引では、委託証拠金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

- 自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。
- 2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

### 岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

#### 香港における本レポートの配布:

本レポートは、香港証券先物委員会(SFC)の監督下にある岡三国際(亜洲)有限公司によって、SFCに規定される適格機関投資家(PI)に配信されたものです。本レポートに関するお問い合わせは岡三国際(亜洲)有限公司にお願いします。

#### 米国内における本レポートの配布:

本レポートは岡三証券が作成したものであり、1934年米国証券取引所法に基づく規則15a-6に規定される米国主要機関投資家のみには配信されたものです。岡三証券は、米国内における登録業者ではないため、米国居住者に対しローカー業務を行いません。本レポートで言及されている銘柄の売買注文は、アーバック・グレイソン社を通して執行いたします。

なお、本レポートは、受領者及びその従業員が使用することを目的として配信しております。

さらに、本レポートのアナリストは米国で活動をしていないため、米国のリサーチ・アナリストとして登録されておらず、資格も有していません。また、当該アナリストは、アーバック・グレイソン社または他の業者の関係者ではありません。したがって、当該アナリストは、米国金融規制機構(FINRA)規則の適用の対象ではありません。

その他の地域における本レポートの配布:

本レポートは参照情報の提供のみを目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

本レポートの受領者は、自身の投資リスクを考慮し、各国の法令、規則及びルール等の適用を受ける可能性があることに注意をする必要があります。

地域によっては、本レポートの配布は法律もしくは規則によって禁じられております。本レポートは、配布や発行、使用等を行うことが法律に反したり、岡三証券に何らかの登録やライセンスの取得が要求される国や地域における国民や居住者に対する配布、使用等を目的としたものではありません。

※本レポートは、岡三証券が発行するものです。本レポートの著作権は岡三証券に帰属し、その目的いかんを問わず無断で本レポートを複写、複製、配布することを禁じます。

(2020年1月改訂)